ステップアップ

［事案］

X は，CCD 捜査（クリーン・コントロールド・デリバリー捜査）により大麻を代替物と差し換えられた荷物を受領した。X は共犯者が運転する乗用車の後部荷台に当該荷物を載せようとしたところを麻薬代替物所持（麻薬特 8 条 2 項）の事実（A 事実）により現行犯逮捕された後，勾留された。X は，勾留期間満了日に処分保留のまま釈放されたが，同日中に，当該大麻の営利目的輸入の事実（B 事実）で逮捕された後，勾留された。これに対し，X は，B 事実による勾留の請求は，実質的に A 事実と同一事実にかかる違法な再勾留請求であるとして準抗告を申し立てた。B 事実による逮捕・勾留は適法か（最決平成 30・10・31 判時 2406 号 70 頁参照）。